

POPs 条約上の POPs 廃棄物に関する規定

1. POPs 条約の制定

PCB が一部の使用地域から北極等全く使用されていない地域に汚染が拡大していることが報告されたこと等を背景として、環境中で分解されにくく、人や野生生物等の体内に蓄積されやすく、地球上を長距離移動し、環境影響を及ぼすおそれがある化学物質について、1990 年代に国際的な規制の必要性が議論された。その結果、POPs 条約が平成 13 年 5 月に採択され、平成 16 年 5 月に発効された。我が国は平成 14 年 8 月に締結している。

2. POPs 条約の規制対象物質

POPs 条約の規制対象物質の指定時期と略称は、別紙のとおり。条約発効時の 12 物質群から大幅に増加しており、現在までに計 26 物質群が指定されている。

平成 27 年 10 月に開催された第 11 回会合残留性有機汚染物質検討委員会 (POPRC11) では、下記が決定されており、当該 2 物質は POPs 条約第 8 回締約国会議 (COP8) で規制対象物質に追加される見込みである。

- ・ DeBDE を POPs 条約附属書 A (廃絶) に追加することを、POPs 条約 COP 8 に勧告すること
- ・ SCCP は、リスク管理に関する評価案を作成する段階に進めること

3. POPs 廃棄物に関する規定

(1) 一般的な規定

POPs 条約では、POPs 廃棄物が下記のとおり扱われるよう適当な措置をとることが求められている。

- ・ 環境上適正な方法で収集・運搬、保管されること
- ・ 国際的な規則、基準や指針等を考慮して、残留性有機汚染物質の特性を示さなくなるように廃棄物中の POPs が分解されること (分解処理が環境上好ましい選択にならない場合や POPs の含有量が少ない場合には、環境上適正な他の方法で処分されること)
- ・ 廃棄物中の POPs がリユース、リサイクルされないこと

(2) PCB 廃棄物の処分期限

PCB については、一般的な規定に加え、下記のとおり扱われるよう適当な措置をとることが求められている。

- ・ 平成 37 年までに使用が全廃されること
- ・ 平成 40 年までに PCB 廃棄物が適正に処分されること

(3) リサイクルの適用除外

POPs 条約第 4 回締約国会議 (COP 4) で規制対象物質に追加された臭素数が 4 ~ 7

(テトラ、ペンタ、ヘキサ、ヘプタ) のブロモジフェニルエーテル (以下「POP-BDEs」という。) については、下記のことを条件に、POP-BDEs 含有製品のリサイクルや、リサイクル品の使用や最終処分が認められている。

- ・ POP-BDEs の回収 (POP-BDEs 原体の抽出) に繋がらない環境上適正な方法で行うこと
- ・ 国内で販売が認められる含有量を超えた POP-BDEs 含有製品の輸出防止措置をとること
- ・ 適用除外を利用することを条約事務局に通知すること

我が国では家電やパソコン中のプラスチックの建設資材や日用品へのリサイクルが適用除外とされている。

なお、POPs 条約上のリサイクルの適用除外は最大でも平成 42 年までとされており、2 回に 1 回、直近では平成 29 年に開催予定の POPs 条約第 8 回締約国会議 (COP 8) において、当該適用除外の継続可否について検討される見込みである。

4. POPs 廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン

(1) 策定・更新の状況

POPs 廃棄物の処理に当たり考慮することとされている「国際的な指針」として、「有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」の下で、「POPs 廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン」(以下「バーゼルガイドライン」という。) が対象物質ごとに順次策定・更新されている。

平成 27 年 5 月に開催されたバーゼル条約第 12 回締約国会議 (COP12) においては、表 1 のとおりバーゼルガイドラインが採択されている¹。

表 1 バーゼル条約 COP12 で採択されたバーゼルガイドライン

対象 POPs	新規策定／更新	作業のリード国／機関
(総合)	更新	カナダ
POPs 廃農薬	更新	FAO (国際連合食糧農業機関)
PCBs	更新	日本
非意図的生成物	更新	UNEP chemicals (国際連合環境計画 化学物質計画)
PFOS 類	新規策定	カナダ
POP-BDEs	新規策定	中国
HBCD	新規策定	

その後、平成 27 年 5 月に開催されたストックホルム条約第 7 回締約国会議 (COP7) において条約規制対象に追加された HCBd、PCP 類、PCN を中心に、現在では表 2 に示す POPs について、バーゼルガイドラインの策定作業が進められている。

¹ <http://www.basel.int/Implementation/POPsWastes/TechnicalGuidelines/tabid/5052/Default.aspx>

表2 現在策定・更新作業中のバーゼルガイドライン

対象 POPs	新規策定／更新	作業のリード国／機関
(総合)	更新	カナダ
POPs 廃農薬	更新	(未定)
PCN(PCBs)	更新	日本
非意図的生成物	更新	バーゼル条約事務局 (暫定)
HCBD	新規策定	
PCP 類	新規策定	

なお、日本が更新作業をリードする PCN 廃棄物に関する技術ガイドラインについては、平成 28 年 5 月～6 月に開催されたバーゼル条約第 10 回公開作業部会 (OEWG10) において、そのドラフトが議論され、EU から事前の指摘事項は全て反映されており感謝している旨が示されるなど、十分なドラフトが作成されていると評価されている。

(2) バーゼルガイドラインで示されている内容

バーゼルガイドラインでは、POPs 条約上の POPs 廃棄物に関する規定が具体的に解説されており、主に下記の事項が示されている。

- ・ 分解処理方法としてバーゼル条約附属書IVに規定される「D9 物理化学的処理」「D10 陸上における焼却」「R1 燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用」「R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用」の4つの方法が認められること
- ・ 分解処理時に求められる「残留性有機汚染物質の特性を示さなくなる」目安として、POPs の分解率 99.999%が分解処理技術の評価指標となること
- ・ 分解処理が求められない「分解処理が環境上好ましい選択にならない場合」として、建設廃棄物のうちコンクリート等混合物や焼却灰等が挙げられること
- ・ 分解処理が求められない「POPs の含有量が少ない場合」として、各 POPs の濃度水準となる LPC (低 POP 含有量) は暫定的に表 3 を適用すべきであること
- ・ 分解処理されない場合の「環境上適正な他の方法」として、地下水汚染の防止策等が講じられた特別に管理された埋立地での埋立処分等が挙げられること

表3 LPC 一覧

POPs	LPC
POPs 廃農薬類	50ppm
フッ素系界面活性剤	50ppm
臭素系難燃剤	POP-BDEs ; 50ppm or 1,000ppm HBCD ; 100ppm or 1,000ppm
塩素系製剤	50ppm
非意図的生成物	PCDD/PCDF ; 15 μ gTEQ/kg その他 ; 50ppm

※ これらは暫定的な値とされており、現在見直しが行われている。特に、2つの値が暫定的に採択されている臭素系難燃剤のLPCについては、その見直しの必要性が認識されている。

※ HCB、PCN、PCP 類のLPCについては、今後定められる見込み。

<参考1> POPs 条約対訳 (POPs 廃棄物関連部分)

第六条 在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

1 締約国は、附属書A若しくは附属書Bに掲げる化学物質から成り又はこれらを含む在庫及び附属書A、附属書B若しくは附属書Cに掲げる化学物質から成り、これらを含み又はこれらにより汚染された廃棄物(廃棄物となった製品及び物品を含む)が、人の健康及び環境を保護する方法で管理されることを確保するため、次のことを行う。

d) 廃棄物(廃棄物となった製品及び物品を含む。)が次のように取り扱われるよう適当な措置をとること。

(i) 環境上適正な方法で取り扱われ、収集され、輸送され及び貯蔵されること。

(ii) 国際的な規則、基準及び指針(2の規定に従って作成されるものを含む)並びに有害廃棄物の管理について規律する関連のある世界的及び地域的な制度を考慮して、残留性有機汚染物質である成分が残留性有機汚染物質の特性を示さなくなるように破壊され若しくは不可逆的に変換されるような方法で処分されること又は破壊若しくは不可逆的な変換が環境上好ましい選択にならない場合若しくは残留性有機汚染物質の含有量が少ない場合には環境上適正な他の方法で処分されること。

(iii) 残留性有機汚染物質の回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつくような処分作業の下に置かれることが許可されないこと。

(iv) 関連する国際的な規則、基準及び指針を考慮することなく国境を越えて輸送されないこと。

附属書A (廃絶)

第二部 ポリ塩化ビフェニル

締約国は、次のことを行う。

(a) 機器(例えば、トランスフォーマー、コンデンサー又は液体を含有する他の容器)内におけるポリ塩化ビフェニルの使用を、締約国会議が検討することを条件として、二千二十五年までに廃絶することに関し、次の優先度に従って措置をとること。

(i) 十パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が五リットルを超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。

(ii) 〇・〇五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が五リットルを超える機器を特定し、ラベル等により表示し及び当該機器の流通を中止するよう確固たる努力を払うこと。

(iii) 〇・〇〇五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有し、かつ、容量が〇・〇五リットルを超える機器を特定し及び当該機器の流通を中止するよう努めること。

- (b) (a)の優先度に従い、ポリ塩化ビフェニルの使用を管理するため、曝（ばく）露及び危険を減少させる次の措置を促進すること。
- (i) 損傷しておらず、かつ、漏出していない機器内に限り、また、環境への放出による危険を最小限にし、かつ、速やかに是正することのできる区域内に限り使用すること。
 - (ii) 食品又は飼料の製造又は加工に関連する区域にある機器内で使用しないこと。
 - (iii) 学校及び病院を含む居住地域において使用する場合には、火災につながるおそれのある電氣的な欠陥から保護するためのすべての妥当な措置をとり、及び漏出について機器の定期的な検査を行うこと。
- (c) 第三条2の規定にかかわらず、(a)に規定するポリ塩化ビフェニルを含有する機器が、廃棄物の環境上適正な管理の目的による場合を除くほか、輸入又は輸出のいづれも行われなことを確保すること。
- (d) 維持及び保守の業務を目的とする場合を除くほか、ポリ塩化ビフェニルを〇・〇〇五パーセントを超えて含有する液体を他の機器に再利用する目的で回収することを認めないこと。
- (e) 第六条1の規定に従い、〇・〇〇五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルを含有する液体及び〇・〇〇五パーセントを超えるポリ塩化ビフェニルで汚染された機器について、できる限り速やかに、締約国会議が検討することを条件として、遅くとも二千二十八年までに廃棄物の環境上適正な管理を行うことを目的とした確固たる努力を払うこと。
- (f) 第一部注釈(ii)の規定の代わりに、ポリ塩化ビフェニルを〇・〇〇五パーセントを超えて含有する他の物品（例えば、ケーブルのシース、硬化することにより水漏れを防止するための物質、塗装された物）を特定し及び当該物品を第六条1の規定に従って管理するよう努めること。
- (g) 五年ごとにポリ塩化ビフェニルの廃絶についての進展に関する報告書を作成し、これを第十五条の規定に従って締約国会議に提出すること。
- (h) (g)に規定する報告書は、適当な場合には、締約国会議がポリ塩化ビフェニルに関する検討において考慮する。締約国会議は、この報告書を考慮して、五年間隔で又は適当なときは他の間隔で、ポリ塩化ビフェニルの廃絶に向けた進展について検討すること。

第四部 ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル

- 1 締約国は、ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルを含有する又は含有する可能性のある物品の再生利用並びにヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルを含有する又は含有する可能性のある再生利用された物品から製造された物品の使用及び最終処分を次のことを条件として認めることができる。

- (a)再生利用及び最終処分が、環境上適正な方法で行われ、並びにヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルの再利用を目的とした回収に結びつかないこと。
 - (b)締約国が、ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルを一定の量又は濃度で含有する物品について、締約国の領域内において販売し、使用し、輸入し、及び製造することが認められる量を超えて輸出することを防止するための措置をとること。
 - (c)締約国が、この適用除外を利用する意思を事務局に通告していること。
- 2 締約国会議は、その第六回通常会合及びその後は一回おきの通常会合において、物品に含有されるヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテルの廃絶という究極的な目的の達成に向けて締約国が遂げた進展を評価し、並びにこの個別の適用除外のための継続的な必要性を検討する。この個別の適用除外は、いかなる場合にも、遅くとも二千三十年までに効力を失う。

第五部 テトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテル

- 1 締約国は、テトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテルを含有する又は含有する可能性のある物品の再生利用並びにテトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテルを含有する又は含有する可能性のある再生利用された物品から製造された物品の使用及び最終処分を次のことを条件として認めることができる。
- (a)再生利用及び最終処分が、環境上適正な方法で行われ、並びにテトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテルの再利用を目的とした回収に結びつかないこと。
 - (b)締約国が、テトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテルを一定の量又は濃度で含有する物品について、締約国の領域内において販売することが認められる量を超える輸出に結びつくこの適用除外を認めないこと。
 - (c)締約国が、この適用除外を利用する意思を事務局に通告していること。
- 2 締約国会議は、その第六回通常会合及びその後は一回おきの通常会合において、物品に含有されるテトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテルの廃絶という究極的な目的の達成に向けて締約国が遂げた進展を評価し、並びにこの個別の適用除外のための継続的な必要性を検討する。この個別の適用除外は、いかなる場合にも、遅くとも二千三十年までに効力を失う。